

# 令和5年度 善通寺市職員採用試験受験案内 (職務経験者)

善通寺市総務部秘書広報課

## 1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
行政事務 (埋蔵文化財保護 調査等の業務)	1名	埋蔵文化財の発掘調査や文化財の保護行政等の 専門的業務及び一般行政事務に従事

## 2. 受験資格

昭和63年4月2日以降に生まれた者で、下記のいずれにも該当する人

- ① 学校教育法による大学又は大学院において、考古学、文化財学又は歴史学を専攻して卒業（修了）した者若しくはそれと同程度の能力を有すると認められる者で、かつ埋蔵文化財発掘調査の経験がある人
- ② 発掘調査報告書の執筆経験もしくは考古学、文化財学又は歴史学に関する論文執筆の実績がある人
- ③ 博物館学芸員資格を有する人

なお、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 善通寺市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 日本国籍を有しない人

※ 令和5年度において実施する善通寺市職員採用試験を重複して受験することはできません。

## 3. 受験申込手続及び申込受付期間

- (1) 申込方法 簡易書留郵便による郵送  
※封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きしてください。
- (2) 受付期間 令和5年10月2日（月）から令和5年10月17日（火）必着
- (3) 提出書類 申込に必要な書類は善通寺市のホームページからダウンロードしてください。
  - ① 受験申込書（写真貼付）
  - ② 受験票（写真貼付）
  - ③ 研究調査業績調書（様式1）
  - ④ 埋蔵文化財発掘調査に関する経歴書（様式2）
  - ⑤ 発掘調査報告書執筆に関する経歴書（様式3）
  - ⑥ 展示・講座に関する経歴書（様式4）
  - ⑦ 面接カード（様式5）
- (4) 申込先 〒765-8503  
善通寺市文京町二丁目1番1号  
善通寺市役所 総務部秘書広報課

#### 4. 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験とします。

##### (1)第1次試験

書類選考	受験申込み時に提出された研究調査業績調書、埋蔵文化財発掘調査に関する経歴書、発掘調査報告書執筆に関する経歴書、展示・講座に関する経歴書により審査します。
------	--

※令和5年10月下旬に書類選考を行います。選考結果は、可否にかかわらず応募者全員に通知します。

##### (2)第2次試験（予定）

適性検査	公務員として職務遂行上必要な素質適性について検査します。
論文試験	単一テーマにより行います。
口述試験	個別面接により行います。

##### (3)試験の日時及び場所（予定）

区分	試験日	場所
【第2次試験】	令和5年11月18日（土）	善通寺市文京町二丁目1番1号 善通寺市役所

#### 5. 給与等

- (1) 初任給は、善通寺市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づき、学歴、免許、経験等により決定します。このほか期末手当及び勤勉手当が支給されます。また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

《参考》22歳で大学を卒業し、民間企業等の職務経験（正社員）が8年で、採用時（令和6年4月1日）の年齢が30歳の場合の初任給月額は 223,300円です。

- (2) 勤務は、完全週休2日制で月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。  
ただし、部門・職種によっては、変則勤務となる場合があります。

#### 6. 採用等

- (1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載し、その中から成績順に採用の予定です。

また、合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員等が生じた場合に限り、採用の対象となります。

なお、採用候補者名簿の有効期限は、最終合格決定の日から1年間です。

採用予定日現在において受験資格要件を満たしていない人、受験の申込み又は試験における虚偽もしくは不正が発覚した人等については、名簿から削除するものとします。

- (2) 採用予定日は令和6年4月1日の予定です。  
(3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則として6月の期間は、条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

## 7. 合格発表

受験者には試験結果を郵送で通知するほか、善通寺市ホームページで合格者の受験番号を掲示します。結果について、電話及び電子メール等でのお問い合わせにはお答えできません。

## 8. 試験成績通知書の請求

受験者本人が希望する場合には、不合格者に限り試験成績をお知らせします。

### (1) 試験成績の通知内容

対象者	お知らせする内容
第1次試験	第1次試験の総合得点、総合順位及び受験者数
第2次試験	第2次試験の総合順位及び受験者数

※第1次試験及び第2次試験それぞれの合格者には、試験成績はお知らせできません。

### (2) 請求方法

善通寺市のホームページから『善通寺市職員採用試験成績通知請求書』を印刷し、必要事項を記入押印のうえ、返信用封筒（あて先を明記した長形3号封筒に朱書きで「試験成績請求」と記載し、84円切手を貼付け）と併せて、必ず受験者本人が直接秘書広報課へ持参し請求をしてください。請求受付の際に、受験者本人である事を確認できる書類（受験票又は運転免許証等本人確認ができるもの）を提示していただきます。『善通寺市職員採用試験成績通知請求書』は、秘書広報課にも用意しています。

### (3) 請求に必要な書類等

- ① 善通寺市職員採用試験成績通知請求書（善通寺市のホームページから印刷したもの）
- ② 返信用封筒（長形3号封筒に84円切手を貼って宛先を明記したもの）
- ③ 本人確認書類（受験票又は運転免許証等）
- ④ 認印

### (4) 請求期間

各試験の合格発表日の翌日から起算して30日

## 9. その他

- (1) 受験に要する旅費等の経費は、一切受験者の負担とします。
- (2) 提出書類の記入事項に不正があった者は、合格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (3) 天候等の事情により、試験場所及び日時が変更される場合があります。試験日程等を変更する場合は、善通寺市ホームページにおいてお知らせします。
- (4) 試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人はあらかじめ申し出てください。
- (5) 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返還しません。提出された書類に記載された個人情報、採用試験の遂行のためにのみ使用します。
- (6) 受験申込手続等の不明な点は、善通寺市役所総務部秘書広報課（電話 0877-63-6301）まで、お問い合わせください。